# 花見堂複合施設 施設運営組織(団体名)規約案

(名称)

第1条 花見堂複合施設施設(施設正式名称)の運営組織を(団体名)と称する。

(所在地)

第2条 本会は世田谷区代田1-13-14 (施設名)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、(施設名)が、花見堂小学校があった場所に設立された施設であり、同小学校が果たしてきた子どもが集う場、地域コミュニティの拠点としての機能を継承し、次世代を担う子どもたちが活き活きと自由に活動できるとともに、地域の多世代が集い、地域の交流と発展のために寄与する拠点づくりを目指すことを目的とした任意団体として設立する。

(運営の方針)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、世田谷区との協働により、多世代の区 民の自発的、自主的な参加によって、民主的に運営する。

2 本会は運営にあたり、小中高生や子どもの意見を取り入れるものとする。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもや青少年の健全な育成に関する事業
- (2) 子どもや青少年の学校外活動の育成に関する事業
- (3) 円滑な施設運営の推進に関する事業
- (4) 成人の自発的学習および活動を推進する事業
- (5) 地域の連携やコミュニティの活性化を促進する事業
- (6) その他施設の目的達成に寄与する事業

(会員)

第6条 本会の会員は次の者とする。

- (1) 団体会員:本施設で活動する団体で運営会において承諾を受けた者
- (2) 個人会員:本会の趣旨に賛同し、運営会において承諾を受けた者
- 2 特定の政治活動や宗教活動団体、営利を目的とする団体、反社会的勢力およびそれ に関係する個人および団体の関与はできないものとする。
- 3 会員等の任期は1年間(総会から次年度の総会まで)とする。

# (賛助会員)

第7条 本会は、本会の趣旨に賛同し、本会の事業の円滑な実施に協力しようとする者もしくは団体を賛助会員とすることができる。

## (運営委員)

第8条 本会に次の運営委員をおく。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表のほか、若干名の運営委員(事務局、会計、監査、その他必要な役)
- 2 運営委員は総会において選出する。
- 3 任期は1年とする。ただし、任期後も新たに選任された者が就任するまで、なお運営委員としての権利義務を有する。
- 4 運営委員は再選を妨げない。
- 5 運営委員は無報酬とする。
- 6 運営委員に関する詳細は細則で定める。

## (総会)

- 第9条 本会の総会は、年に1回開催し、事業報告・計画の承認、会費の額、会計決算・予算の承認、運営委員の選解任、会員の審査承諾および規約改正を審議する。
- 2 総会は運営会の議を経て代表が招集する。
- 3 必要がある場合は、運営会の議を経て代表が臨時に招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、開催日時、場所、目的である事項を記載した書面を開催日の2週間前までに本施設内に掲示及び、本会が運営する WEB サイトに掲載しなければならない。
- 5 総会の議長は、出席した団体会員及び個人会員の互選による。
- 6 総会の決議は、出席した団体会員及び個人会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 7 団体会員および個人会員は各1票の議決権を行使することができる。

## (運営会)

- 第 10 条 運営会は、代表が必要に応じて随時招集し、細則を定めるほか、緊急、重要 事項を議決決定する。
- 2 運営会の運営は細則で定める。

#### (事務局)

第11条 事務局は、世田谷区ならびに、世田谷区から管理委託を受けた事業者と連

携・協力し、本会の事業の実務を推進し、本施設の円滑な管理運営ならびに施設維持 に寄与する。

2 世田谷区および管理委託先との業務の分担は別途細則で定める。

(会費)

- 第12条 本会の運営を円滑に行うため会員から会費を徴収する。
- 2 会費の額、徴収方法は細則で定める。

(会計)

第13条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(細則)

第14条 本規約にない事項については、運営会において細則で定める。

(改正)

第15条 この規約は、総会において出席した団体会員及び個人会員の3分の2の賛成をもって改正することができる。